

様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回文化財保護審議会	
開 催 日 時	令和5年6月26日（月） 開会：午前10時 ～ 閉会：午前11時15分	
開 催 場 所	商工センター 403研修室	
出席者（委員） 氏 名	福島伸悦（委員長）・齋藤誠・栗岡眞理子・三島摩耶・田中恵二・ 中野万紀子・石島きく江・板垣時夫・関義則	
欠席者（委員） 氏 名	重田正夫（副委員長）	
事 務 局	文化財保護課長 中島洋一・主査 石渡栄一郎	
会 議 内 容	別紙会議録のとおり	
会 議 資 料	・令和5年度第1回文化財保護審議会次第 ・行田市文化財保護審議会委員 ・令和4年度の文化財保護行政について（報告） ・令和5年度の文化財保護行政について ・旧荒井八郎商店事務所兼主屋・大広間棟・洋館の取得について ・行田市指定有形文化財 長光寺阿弥陀堂宮殿建物解体修理に伴う調査研究報告書 ・歴史的建造物 眞観寺仁王門 建物調査研究報告書	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人なし	
会 議 録 の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和5年 7月25日	福島伸悦

発 言 者	会 議 の 経 過 (議題・発言内容・結論等)
事務局	※市民憲章唱和 1. 開 会 (石渡主査) 2. 委員長あいさつ (福島委員長) ※委員交代 (高野明人委員退任・齋藤誠委員着任) 報告及び事務局新任紹介 (中島文化財保護課長) 3. 議 事 (規則により委員長が議長となる)
議長	はじめに議事の1番、「令和4年度の文化財保護行政について (報告)」の説明を事務局にお願いする。
事務局	〈「令和4年度の文化財保護行政について (報告)」に基づき説明を行う〉
議長	事務局の報告に意見等あるか。
田中委員	今津印刷所店蔵・主屋・土蔵の指定解除理由は何か。
事務局	修理できないほど傷んでおり、耐震診断の結果、大地震の際には倒壊の危険が大きいことが判明した。道路側にあつて通行人へ危害が及ぶことが考えられるため、所有者側に対策するよう働きかけたが、所有者側から修理できない旨の話があり、指定解除の申出があつたものである。
議長	それでは議事の2番、「令和5年度の文化財保護行政について」事務局から説明をお願いする。
事務局	〈「令和5年度の文化財保護行政について」に基づき説明を行う〉
議長	事務局の説明に関し、意見・質問等あるか。

	(意見・質問なし)
議長	続いて議事の３番、「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	〈資料（旧荒井八郎商店事務所兼主屋・大広間棟・洋館の取得について）の説明を行う〉
中野委員	〈資料（行田市指定有形文化財 長光寺阿弥陀堂宮殿建物解体修理に伴う調査研究報告書）の説明を行う〉 注：市指定は厨子の部分のみ
議長	これは私が住職をしているところのものだが、利根川の堤防拡幅事業でお堂の移転が必要となったのを契機に、市指定文化財ということで文化財保護課に相談し、ものつくり大学横山研究室に依頼して修理したものである。
事務局	今の説明のとおり、文化財の修理はこれで完了し、お堂の場所も移転した。
議長	では次の報告事項の説明をお願いします。
中野委員	〈小見真観寺の山門（仁王門）の調査結果について説明を行う〉
議長	今の説明に対し、質問・意見等はあるか。
	(質問・意見なし)
事務局	事務局から補足だが、前回審議においては細かな調査をしておらず指定についての判断を保留としたが、かつて審議会委員だった横山先生からは、平成１３年の修繕の際に主な柱の半分が新しくなっており、文化財指定にはふさわしくない旨を意見としていただいた。
議長	それでは議事の４番、「その他」事務局から何かあるか。
事務局	〈「ブラタモリ」の放映日程等について報告を行う〉

議長	他に何かあるか。 ないようであれば、これにて議長の職を解かせていただく。委員の皆様には慎重審議いただき感謝する。 4. 閉 会（中島文化財保護課長）
----	---